

【翻訳】

アメリカ合衆国の連邦議会の下院の司法委員会の反トラスト法、
商法、及び行政法小委員会による「デジタル市場における競争の
調査、多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」
(2020年) (2・完)

松宮 広和

情報法研究室

**[COMMENT] “Investigation of Competition in Digital Markets,
Majority Staff Report and Recommendations,” by
the Subcommittee on Antitrust, Commercial and Administrative
Law of the U.S. House Committee on the Judiciary of the United
States House of Representatives of the United States Congress
(2020) (2)**

Hirokazu MATSUMIYA

Information, Law and Technology

Abstract

On October 6, 2020, the majority staff of the U.S. House Judiciary Committee's Subcommittee on Antitrust, Commercial, and Administrative Law issued a report titled “Investigation of Competition in Digital Markets, Majority Staff Report and Recommendations.” The report is the result of a sixteen-month bipartisan investigation that was launched in June 2019. “The purpose of the investigation was to: (1) document competition problems in digital markets; (2) examine whether dominant firms are engaging in anticompetitive conduct; and (3) assess whether existing antitrust laws, competition policies, and current enforcement levels are adequate to address these issues.” The investigation was clearly focused on the market power and the dominance of the big technology companies called “GAFA,” *i.e.* Google, Apple, Facebook, and Amazon. The Subcommittee staff concluded that GAFA possesses “significant and durable market power due to several factors, including a high volume of acquisition” and their role as “gatekeepers” of key distribution channels that makes it possible to control access to digital markets. In addition, the staff found that GAFA engaged in a wide variety

of anti-competitive conduct including self-preferencing and "killer acquisitions" of nascent and/or potential competitors to maintain their market power. Thus, the Subcommittee staff also provided recommendations "for areas of legislative activity to address the rise and abuse of market power in the digital economy, as well as areas that warrant additional Congressional attention." With the rise of big technology companies like GAFBA, and/or "BAT," *i.e.* Baidu, Alibaba, and Tencent, governmental authorities all over the world are now facing the similar problems as mentioned above. They should cooperate in studying the issues and thereby design the additional regulatory framework that is necessary in the digital world.

目次

[解説]

[資料] 「デジタル市場における競争の調査、多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」

1. 「小委員会」(=Subcommittee)の「調査」(=Investigation)

2. 認定

a. 概要

(以上、(1) 本巻99頁以下)

b. Facebook

c. Google

d. Amazon

e. Apple

f. 「市場支配力」(=Market Power)の「効果」(=Effect(s))

3. 勧告

a. 「デジタル経済」(=Digital Economy)における「競争」(=Competition)の「回復」(=Restoring)

b. 「反トラスト法の強化」(=Strengthening the Antitrust Laws)

c. 「復活する」(=Reviving)「反トラスト(法)の強制/執行」(=Antitrust Enforcement)

(以上、(2・完) 本巻121頁以下)

本稿(1)(本巻99頁以下)より続く。

[資料] (続き)

b. Facebook

Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)は、「ソーシャル・ネットワーキング」(='social networking')のための市場で、「独占力」(='monopoly power')を、有する。

当該会社の「最高経営責任者」(='the Chief Executive Officer'/以下「CEO」)であるMark Zuckerberg及び「上位の/上級の」(='senior')「管理職」(='executive(s)')の間の内部の通信/コミュニケーションは、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)が、その「支配(力)/優位」(='dominance')を、「維持する」(='maintain')及び「拡大する/拡張する」(='expand')目的で、その「競争上の脅威」(='competitive threat(s)')を買収したこと、を示唆する。

例えば、当該会社のある「上位の/上級の」(='senior')管理職は、その「買収戦略」(='acquisition strategy')を、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の地位を、「補強する」(='shore up')目的の「土地の収奪」(='land grab')と、描写した、一方、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)のCEOは、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)が、「如何なる競争的な「スタートアップ/新会社」(='startup(s)')も、常に単に買収し得る蓋然性が高い」と述べて、そして、当該会社の「上位の/上級の」(='senior')エンジニア/技術者の1人と、Instagramが、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)に対するある脅威であったことに、同意した。

Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の「独占力」(='monopoly power')は、固く「確固たるものにされ(守りを)強固にされ/安泰にされ」(='entrenched')、「新規参入者」(='new entrant(s)')又は「既存の企業」(='existing firm(s)')からの「競争圧力」(='competitive pressure')によって、浸食される可能性は、低い。

2012年、当該会社は、その「最高財務責任者」(='the Chief Financial Officer'/以下「CFO」)の指示で、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)のために準備されたある内部の「説明/口頭発表/プレゼンテーション」(='presentation(s)')において、その「ネットワーク効果」(='network effect(s)')を、ある「フライホイール」(='flywheel(s)')として描写した。

この「説明/口頭発表/プレゼンテーション」(='presentation(s)')は、また、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の「ネットワーク効果」(='network effect(s)')は、「日々強化される」、と述べた。

Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)によって、当該調査の間に作成されたより近時の「文書/記録/書証」(='document(s)')は、それが、当該「ソーシャル・ネットワーキング市場」(='social networking market(s)')を、ある「独占」(='monopoly')に傾けてきたので、そして、現在では、それ自身の製品の

「集団/ファミリー」(='family(-ies)')内の競争が、如何なる他の企業からの競争よりもより「かなりの/相当の」(='considerable')のものであると考えること、を示す。

これらの「文書/記録/書証」(='document(s)')は、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)のある上位の/上級の「データ科学者/データ・サイエンティスト」(='data scientist(s)')及び「経済学者/経済専門家/エコノミスト」(='economist(s)')であるThomas Cunninghamによって、Zuckerberg氏及びFacebook, Inc.(以下「Facebook社」)の「成長(担当)取締役」(='Director of Growth')であるJavier Olivánのためのある2018年10月の「覚書」(='memorandum')を含む。

他の何にも増して、当該「Cunninghamの覚書」(='Cunningham Memo')は、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の「ネットワーク効果」(='network effect(s)')は、「非常に強力」(='very strong')で、そして、「市場の中のものにおける競争」(='competition within the market')よりもむしろ「市場のためのものでに向けた競争」(='competition for the market')を創出する当該「ソーシャル・ネットワーキング市場」(='social networking market(s)')における強力な「転換点」(='tipping point(s)')が、存在する、と認定した。

Zuckerberg氏及びOliván氏による再考のためのこの文書/記録/書証の当該準備に関与したInstagramのある元上位の/上級の「被用者/従業員」(='employee(s)')に依ると、当該「Cunninghamの覚書」(='Cunningham Memo')が、特に、Instagramに関する、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の成長戦略、を導いた。

彼らは、以下の様に、説明した。すなわち、

当該問題は、如何に我々が、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)及びInstagramを、互いに競争しない様に位置付けるか、ということである。

当該関心/懸念/心配は、Instagramが、ある「転換点」(='tipping point(s)')に達する(であろう)ことであった・・・

当時、InstagramとFacebookの間に、残忍な「内部抗争」(='in-fighting(s)')が、存在した。それは、非常に緊迫したものであった。

それは、Kevin Systromが、まだ、当該会社に在籍していた時であった。

彼は、Instagramが、可能な限り、自然に、かつ、広範に成長すること、を欲していた。しかし、Markは、明確に、「我々と競争するな。」と述べていた・・・

それは、「通謀/共謀」(='collusion')であったが、しかし、ある内部の独占の中(のもの)であった。あなたが、2つの「ソーシャル・メディア・ユーティリティ」(='social media utility(-ies)')を、所有する場合、それらは、お互いを補強する許可を、与えられるべきでない。

何故これが、「非合法の」(='illegal')であるべきでないのか、私には、明確でない。あなたは、ある会社を買収することによって、通謀/共謀し得る。

Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)は、また、ある一連の「反競争的な事業実務/慣行」(='anticompetitive business practice(s)')によって、その独占を、維持してきた。

当該会社は、「萌芽期の」(='nascent')「競争上の脅威」(='competitive threat(s)')を、特定し、そして、それから、それらの企業を、買収し、複製/コピーし、又は殺す目的で、より優れた「市場情報」(='market intelligence')を創出するために、そのデータの「利点/長所」(='advantage(s)')を、利用した。

一度「支配的な」(='dominant')となると、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)は、それが、他の会社を、「競争上の脅威」(='competitive threat(s)')として理解/知覚するかに基づいて、そのプラットフォームの方針/ポリシーを、選択的に強制した。

その様に行うことで、それは、他の企業を弱体化させる一方で、それ自身の役務に、利益を与えた。

競争が、存在しないので、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の品質は、時間の経過と共に悪化し/低下してきた、(そして、)そのユーザーのためのより悪いプライバシーの保護及びそのプラットフォーム上での「誤情報」(='misinformation')におけるある劇的な増大、に帰結した。

c. Google

Google Inc.(以下「Google社」)は、「一般的なオンライン検索」(='general online search')及び「オンライン広告」(='online advertising')のための当該市場において、ある独占を有する。

Google Inc.(以下「Google社」)の「支配(力)/優位」(='dominance')は、「クリック-アンド-クエリー」(='click-and-query')のデータ、及び世界中の殆どの機器及びブラウザで、Google Inc.(以下「Google社」)が、有する当該広範な「デフォルトの/初期値の」(='default')の地位を含む、高い「参入障壁」(='entry barrier(s)')によって、保護される。

ある著しい/顕著な数の「法主体」(='entity(ies)')、すなわち、主要な「公共企業体/公社/公団/公開会社」(='public corporation(s)')、「小規模な事業者」(='small business(es)')、及び「企業家/起業家」(='entrepreneur(s)')に渡るが、Google Inc.(以下「Google社」)に、「トラフィック/通信量」(='traffic')を、依存し、そして、ある「代替物」(='substitute(s)')としての代替的な「検索エンジン・サービス」(='search engine serve(s)')は、存在しない。

Google Inc.(以下「Google社」)は、ある一連の反競争的な戦術によって、「一般的な検索」(='general search')に対するその独占を、維持した。

それらは、Google Inc.(以下「Google社」)が、ある著しい顕著な脅威と見た「垂直的検索プロバイダー」(='vertical search provider(s)')を、徐々に衰えさせる積極的な「運動/キャンペーン」(='campaign(s)')を、含む。

「文書/記録/書証」(='document(s)')は、Google Inc.(以下「Google社」)が、「検索制裁/検索ペナルティー」(='search penalty(-ies)')を課して、第三者の「垂直的検索プロバイダー」(='vertical search provider(s)')を、降格する一方で、第三者からのコンテンツを、「悪用/乱用する」(='misappropriate')、そして、Google Inc.(以下「Google社」)自身のより劣った「垂直的提供」(='vertical offering(s)')を、引き上げる目的で、その検索の独占を利用したこと、を示す。

一般検索に対するある独占を獲得して以来、Google Inc.(以下「Google社」)は、また、「有料広告」(='paid ad(s)')と「オーガニック(検索)結果」(='organic result(s)')の間の当該区別を曖昧にする一方で、その検索結果の頁/ページに、広告及びGoogle Inc.(以下「Google社」)自身のコンテンツを、着実に急増させてきた。

これらの戦術のある結果として、ユーザーに到達することを追求する法主体は、Google Inc.(以下「Google社」)に、着実に増大しつつある広告のための金額を支払わなければならない一方で、Google Inc.(以下「Google社」)は、WWW/ウェブの当該残り(の部分)から「トラフィック/通信量」(='traffic')を、吸い上げている様に見える。

数多くの市場参加者は、Google Inc.(以下「Google社」)を、その検索頁/ページが、ユーザーにより関連性の低い結果を示すにもかかわらず、その「重大な/決定的な」(='critical')「分配/配達/流通」(='distribution')の「経路」(='channel(s)')に対するアクセスのためのユーザーに、金銭を強要しているある「門番」(='gatekeeper(s)')に例える。

Google Inc.(以下「Google社」)が、一般検索に対する独占を維持してきたある第2のやり方は、ある一連の「反競争的な契約」(='anticompetitive contract(s)')であって来た。

2005年に、当該「アンドロイド・オペレーティング・システム」(='Android operating system')を購入した後に、Google Inc.(以下「Google社」)は、Google Inc.(以下「Google社」)の検索の独占を、「デスクトップ」(='desktop')から「移動体(の)/モバイル」(='mobile')へ拡大する目的で、「契約上の制限」(='contractual restriction(s)')及び「排他条項/独占条項」(='exclusivity provision(s)')を、利用した。

文書/記録/書証は、Google Inc.(以下「Google社」)が、「スマートフォン製造業者」(='smartphone manufacturer(s)')に対して、Google Inc.(以下「Google社」)自身の「アップ」(='app(s)')を、「プレインストール」(='pre-install')し、かつ、「デフォルトの/初期値の」(='default')の地位を与えること、を要求し、検索と同様に、他のアップの市場において、競争者を阻害したこと、を示す。

現在、検索活動が、移動体(の)/モバイルから「音声」(='voice')へ移行していることから、第三者の「面接/面談/インタビュー」(='interview(s)')は、Google Inc.(以下「Google社」)が、ある同様の実務の一

式によって、その「検索アクセス・ポイント」(='search access point(s)')に対する独占を維持するやり方を再び探していること、を示唆する。

「オンライン検索」(='online search')のための市場を獲得して以来、Google Inc.(以下「Google社」)は、事業のある多岐に渡る他の「(ある種の商品)/(商品の種類/型/商品ラインアップ」(='line(s)')へ拡張してきた。

今日、Google Inc.(以下「Google社」)は、「デジタル経済」(='digital economy')中に「偏在性を有する」(='ubiquitous')、オンラインの「核心的な」(='core')製品及び役務のための当該「インフラストラクチャー」(='infrastructure(s)')として、奉仕している。

Chromeを通じて、Google Inc.(以下「Google社」)は、現在、世界で最も人気のブラウザ、すなわち、それが、その事業の他の「(ある種の商品)/(商品の種類/型/商品ラインアップ」(='line(s)')を、保護し、そして、促進する目的で、利用してきた、インターネットへのある「重大な/決定的な」(='critical')「入口/通路/ゲートウェイ」(='gateway(s)')を、所有する。

Google Mapsを通じて、Google Inc.(以下「Google社」)は、現在、「航海地図サービス/ナビゲーション・マッピング・サービス」(='navigation mapping service(s)')、すなわち、それを通じて、Google Inc.(以下「Google社」)が、ある「反競争的な買収」(='anticompetitive acquisition(s)')によって、支配を統合した、そして、それが、現在、検索及び広告におけるその地位を前進させる目的で、「レバレッジ/梃子(の作用)を活用する」(='leverage(s)')ある「鍵となる」(='key')「投入」(='input(s)')のための当該市場の80%以上を、獲得する。

そして、Google Cloudを通じて、Google Inc.(以下「Google社」)は、それが、現在、買収によって、多量に投資している、別の「鍵となる」(='key')プラットフォームを、有して、「監視技術」(='surveillance technology(-ies)')の次の波である「物のインターネット」(='Internet of Things'/以下「IoT」)を支配する目的で、自らを、位置付ける。

内部の通信/コミュニケーションは、また、Google Inc.(以下「Google社」)が、「情報の非対称性」(='information asymmetries')を、「不当に利用する」(='exploit')、そして、市場に渡る/中の「実時間の」(='real-time')データを、綿密に追跡する、そのことは、Google Inc.(以下「Google社」)の規模を所与のものとして、それに、ほぼ完璧な「市場情報」(='market intelligence')を提供すること、を明らかにする。

ある一定の場合において、Google Inc.(以下「Google社」)は、Android Lockboxの様な計画によるものを含めて、「潜在的な」(='potential')及び「実際の/現実の」(='actual')競争者を、より綿密に追跡する目的で、プログラムを、「密かに」(='covertly')設定してきた。

その役務の各々が、Google Inc.(以下「Google社」)に、ユーザーのデータのある「埋蔵物/宝庫」(='trove(s)')を提供し、市場に渡る/中のその支配を、補強し、そして、「オンライン広告」(='online ad(s)')を通じて、より大きな「収益化/マネタイゼーション」(='monetization')を、駆動する。

これらの役務を、共に繋ぐ/連結する/関連付けることを通じて、Google Inc.(以下「Google社」)は、「連結する独占/独占企業」(='interlocking monopolies')のある「エコシステム/生態系」(='ecosystem(s)')として、増大的に機能する。

d. Amazon

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、合衆国の「オンライン小売市場」(='online retail market(s)')において、この著しい/顕著な、かつ、「耐久性のある/永続性のある/持続的な」(='durable')「市場支配力」(='market power')を、有する。

この結論は、「サード・パーティー・セラー/第三者の販売者」(='third-party seller(s)'),「銘柄品の製造業者/ブランド・メーカー」(='brand manufacturer(s)'),「出版社」(='publisher(s)'),「元従業員」(='former employee(s)'),及び他の「市場参加者」(='market participant(s)')からの「証拠/証言」(='testimonial(s)')と同様に、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)の内部の文書/記録/書証を含む、当該小委員会の職員/スタッフが、収集及び考察した、当該著しい/顕著な記録に基づく。

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、合衆国の「オンライン小売売買」(='online retail sales')の約40 %を、支配する、としばしば描写されるが、この市場占有率は、控えめに述べられている蓋然性が高く、そして、約50 %又はそれ以上という「概算/見積り」(='estimate(s)')が、より信用し得る。

合衆国における「オンラインの買物/オンライン・ショッピング」(='online shopping')のための当該「支配的市場」(='dominant marketplace(s)')として、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)の「市場支配力」(='market power')は、「サード・パーティー・セラー/第三者の販売者」(='third-party seller(s)')との取引において、頂点を、極める/最高となる。

当該プラットフォームは、「オンラインの消費者」(='online consumer(s)')に到達するためのAmazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)のある「実現[実行]可能な」(='viable')「代わり(となるもの)」(='alternative(s)')を、有さない数多くの小規模及び中規模の事業者に対して、「独占力」(='monopoly power')を、有する。

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、その「マーケットプレイス」(='marketplace')上に、230万の「活動的な」(='active')「サード・パーティー・セラー/第三者の販売者」(='third-party seller(s)')を有し、そして、ある近時の調査は、それらの約37 %、すなわち、約850,000の販売者が、彼らの唯一の収入の源として、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)に依存する、と概算する/見積る。

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、一部には、Diapers.com及びZapposを含むその競争者を買収することを通じて、その現在の支配的な地位を、獲得した。

それは、また、「隣接市場」(='adjacent market(s)')において、事業を行う会社を買収してきた、(そして、)顧客のデータを、その「大量備蓄[保有]/備蓄品」(='stockpile(s)')に追加し、そして、その「競争上の堀」(='competitive moats(s)')を、更に補強する。

この戦略は、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)の「市場支配力」(='market power')を、「e-コマース/電子商取引」(='e-commerce')におけるのと同様に、他の市場において、「確固たるものにする/(守りを)強固にする/安泰にする」(='entrench')、そして、拡大してきた。

その数多くの事業の「(ある種の)商品/(商品の)種類/型/商品ラインアップ」(='line(s)')に対する当該会社の支配及び(それら)に渡る到達は、それに、「自由で、かつ、公正な競争」(='free and fair competition')を徐々に衰えさせるやり方で、競争者を、「セルフ-プリファレンス/自己優遇/自己優先」(='self-preference')し、及び「不利益を与える」(='disadvantage')こと、を可能とする。

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)の支配の結果として、他の企業は、彼らの成功を、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)に、しばしば恩義を受ける/負う。

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、その「サード-パーティー・セラー/第三者の販売者」(='third-party seller(s)')の取扱いにおいて、拡張的な「反競争的行為」(='anticompetitive conduct(s)')に従事してきた。

公けには、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、「サード-パーティー・セラー/第三者の販売者」(='third-party seller(s)')を、「パートナー」(='partner(s)')と、表現する。

しかし、内部の文書/記録/書証は、閉められた扉の後で、当該会社は、彼らを、「内部の競争者」(='internal competitors(s)')と呼ぶこと、を示す。

「サード-パーティー・セラー/第三者の販売者」(='third-party seller(s)')をホストするその「マーケットプレイス」(='marketplace')のある運営者であり、かつ、同一の「マーケットプレイス」(='marketplace')におけるある販売者であるというAmazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)の「2つの/二重の」(='dual')役割は、ある「生来的な」(='inherent')「利益相反」(='conflict of interest')を、創出する。

この「相反」(='conflict')は、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)が、他の「反競争的行為」(='anticompetitive conduct(s)')の中で、競争する販売者のデータ及び情報に対するそのアクセスを、「不当に利用する/搾取する」(='exploit')「誘因を与える」(='incentivize')。

「音声アシスタント」(='voice assistant')の「エコシステム/生態系」(='ecosystem(s)')は、「ロックイン」(='lock-in')及び「セルフ-プリファレンシング/自己優遇/自己優先」(='selfpreferencing')のため

のある高い「性癖/傾向」(='propensity(-ies)')を伴うある「勃興しつつある/勃興中の」(='emerging')市場である。

Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、Alexaの「エコシステム/生態系」(='ecosystem(s)')を、「補完的な」(='complementary')及び「競争する」(='competing')技術の買収を通じて、そして、その「Alexaが可能とする」(='Alexa-enabled')「スマート・スピーカー」(='smart speaker(s)')を、大幅な割引で販売することによって、急速に拡大してきた。

この市場における当該会社の「早期の/初期の優位性」(='early leadership')は、非常に「細心の注意を要する/微妙な/極秘の/機密性の」(='sensitive')消費者のデータの当該収集を導きつつあり、それを、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)は、「e-コマース/電子商取引」(='e-commerce')及びAmazon Prime Videoを含む、その他の事業を促進する目的で、利用し得る。

最後に、Amazon Web Services (AWS)は、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)と競争する数多くの事業者のための「重大な/決定的な」(='critical')「インフラストラクチャー」(='infrastructure(s)')を、提供する。

このことは、「クラウド」(='cloud(s)')の顧客が、彼らの事業のための当該最善の技術を選択するのではなく、ある競争者を、「覇府にする/の常連である」(='patronize)ことを考慮することを強いられるという、ある「利益相反」(='conflict of interest')のための当該可能性を、創出する。

e. Apple

Apple Inc.(以下「Apple社」)は、当該「移動体(の)オペレーティング・システム市場/モバイル・オペレーティング・システム市場」(='mobile operating system market(s)')において、この著しい/顕著な、かつ、「耐久性のある/永続性のある/持続的な」(='durable')「市場支配力」(='market power')を、有する。

この市場におけるApple Inc.(以下「Apple社」)の「支配(力)/優位」(='dominance')、そこにおいて、それは、Apple Inc.(以下「Apple社」)の「移動体(の)機器/モバイル機器」(='mobile device(s)')上で作動する当該「iOSモバイル・オペレーティング・システム」(='iOS mobile operating system')を、支配するのであるが、は、それが、「iOS機器」(='iOS device(s)')に対する全てのソフトウェアの「分配/配達/流通」(='distribution')を支配すること、を可能としてきた。

結果として、Apple Inc.(以下「Apple社」)は、当該「モバイル・アップ・ストア市場」(='mobile app store market(s)')において、「独占力」(='monopoly power')を行使し、合衆国における1億を超えるiPhone及びiPadに対するアクセスを、支配する。

Apple Inc.(以下「Apple社」)の「移動体(の)エコシステム/モバイル・エコシステム」(='mobile ecosystem(s)')は、「アップ開発者」(='app developer(s)')及び消費者に対して、著しい/顕著な便益を、引き起こしてきた。

2008年に立ち上げられたApp Storeは、「移動体(の)機器/モバイル機器」(='mobile device(s)')上でのソフトウェアの「分配/配達/流通」(='distribution')に革命をもたらし、「アップ開発者」(='app developer(s)')のための「参入障壁」(='barriers to entry')を、低減し、そして、消費者に対する当該入手可能な選択を、増加した。

これにもかかわらず、Apple Inc.(以下「Apple社」)は、それ自身の提供を、「優遇/優先する」(='preferencing')一方で、「競争への障壁」(='barriers to competition')を、創出し、かつ、強制し、そして、競争者に対して差別し、かつ、(それを)排除する目的で、そのiOS及びApp Storeの支配を、「レバレッジ/梘子(の)作用を活用する」(='leverage')。

Apple Inc.(以下「Apple社」)は、また、競争上「細心の注意を要する/微妙な/極秘の/機密性の」(='sensitive')情報の「不正目的使用」(='misappropriation')を通じて、及び、当該App Storeの中で、「アップ開発者」(='app developer(s)')に、「超競争価格」(='supra-competitive price(s)')を、課す目的で、「アップ開発者」(='app developer(s)')を、「不当に利用する/搾取する」(='exploit')目的で、その力を利用する。

Apple Inc.(以下「Apple社」)は、当該「移動体(の)オペレーティング・システム市場/モバイル・オペレーティング・システム市場」(='mobile operating system market(s)')における、「ネットワーク効果」(='network effect(s)')の当該存在、高い「参入障壁」(='barriers to entry')、及び高い「スイッチング・コスト」(='switching cost(s)')によって、その「支配(力)/優位」(='dominance')を、維持してきた。

Apple Inc.(以下「Apple社」)は、まず、第1に、機器及び付属品/アクセサリーの販売から利益の殆どを得るあるハードウェアの会社である。

しかし、iPhoneの様な製品のための当該市場が、成熟してきたために、Apple Inc.(以下「Apple社」)は、そのアプリケーション及び役務の販売と同様に、当該App Storeにおける「手数料」(='commission')及び「料金(率)」(='fee(s)')の徴収に、増大的に依存する様に方向転換してきた。

競争が、存在しないので、「iOS機器」(='iOS device(s)')へのソフトウェアの「分配/配達/流通」(='distribution')に対するApple Inc.(以下「Apple社」)の「独占力」(='monopoly power')は、競争者及び競争に対する損害に帰結してきた、(そして、)「アップ開発者」(='app developer(s)')の間の品質及び革新を減少させ、そして、消費者のための価格を増大させ、かつ、選択を減少させた。

f. 「市場支配力」(='Market Power')の「効果」(='Effect(s)')

当該小委員会は、また、「デジタル市場」(='digital market(s)')における「市場支配力」(='market power')が、当該「自由で、かつ、多様な報道」(='free and diverse press')、「革新」(='innovation')、「プライバシー」(='privacy')、及び「データ」(='data')、並びに、参照を容易とする目的で、以下で要約するその他の関連する事項、に対する当該影響を、調査した。

この過程の一部として、当該小委員会は、幾つかの「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)')の当該「支配(力)/優位」(='dominance')が、我々の民主主義のために必要不可欠な「信頼に値するニュースの源」(='trustworthy sources of news')の当該「衰退」(='decline')に貢献してきたことを示す「証言」(='testimony(-ies)')及び「提出/具申/提示」(='submission(s)')を、受け取った。幾つかの「提出/具申/提示」(='submission(s)')の中で、「ニュース出版社」(='news publisher(s)')は、「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')と「報道機関/ニュース機関」(='news organization(s)')との間の「著しい/顕著な、かつ、成長しつつある力の非対称性」と同様に、「信頼に値するニュースの源」(='trustworthy sources of news')の当該「生成」(='production(s)')及び「入手可能性」(='availability')に対するこの「支配(力)/優位」(='dominance')の当該影響について、懸念を示した。

他の出版社は、彼らが、それらの企業に、「増大的に恩義を受けている」、そして、特に、Google Inc.(以下「Google社」)及びFacebook, Inc.(以下「Facebook社」)(に恩義を受けている)、と述べた。

Google Inc.(以下「Google社」)及びFacebook, Inc.(以下「Facebook社」)は、オンラインの「信頼に値するニュースの源」(='trustworthy sources of news')の「分配/配達/流通」(='distribution')及び「収益化/マネタイゼーション」(='monetization')に、ある非常に大きな影響力を、有し、「ジャーナリズムの高品質の源」(='high-quality sources of journalism')の「品質」(='quality')及び「入手可能性」(='availability')を、徐々に衰えさせる。

この懸念は、「地方の/ローカルの」(='local')及び「全国の/全米の」(='national')の市場の両方において、ある「活力有る自由な報道」(='vibrant free press')を維持することの重要性を、暴露してきた、当該COVID-19の「世界的流行」(='pandemic')によって、強調される。

オンラインの「市場支配力」(='market power')の当該増大は、また、合衆国経済における「革新」(='innovation')、及び「企業家精神/起業家精神」(='entrepreneurship')を、重大に弱体化させてきた。例えば、ある「ベンチャー・キャピタリスト」(='venture capitalist(s)')は、投資家が、新規参入を、単に価値の有る投資と見ないが故に、「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')を「競争圧力」(='competitive pressure')から隔離するある「革新」(='innovation')の「キル・ゾーン」(='kill zone(s)')が存在する、と報告する。

他の投資家は、彼らが、「デジタル経済」(='digital economy')における「支配的企業」(='dominant firm(s)')と「直接的に」(='directly')又は「間接的に」(='indirectly')競争する「企業家/起業家」(='entrepreneur(s)')及び他の会社に資金を提供することを回避する、と述べていた。

本小委員会の職員/スタッフとのある「面接/面談/インタビュー」(='interview(s)')において、ある「卓越した/傑出した/有名な/重要な」(='prominent')「ハイ・リスクの資本/冒険資本/危険負担資本/ベンチャー・キャピタル」(='venture capital')の投資家は、これらの要素によって、他の企業にとって、「支配的企業」(='dominant firm(s)')との正面からの競争を回避するある強い経済的「誘因/インセンティブ」(='incentive(s)')が存在する、と説明した。

それに加えて、合衆国において、適切なプライバシーの「防護柵/ガードレール」(='guardrail(s)')が、存在しないので、消費者のデータの当該「執拗な収集」(='persistent collection')及び「誤用/悪用/濫用」(='misuse')が、オンラインの「市場支配力」(='market power')のある「指標」(='indicator')である。

「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)')が、消費者に、ある「金銭的な価格」(='monetary price(s)')を、課すことは、稀である。すなわち、製品は、「只の/無料の」(='free')である様に見えるが、しかし、人々の「注意/関心/興味」(='attention')を通じて、又は彼らのデータによって、収益化/マネタイズされる。

真の「競争上の脅威」(='competitive threat(s)')が、存在しないので、「支配的企業」(='dominant firm(s)')は、彼らが、もしそうでなければ、(提供する)(であろう)よりも、より少ないプライバシーの保護を提供し、そして、これらの役務の当該品質は、時間の経過と共に悪化し/低下してきた。

結果として、消費者は、「貧弱な」(='poor')プライバシー保護を伴うある役務を利用するか、又は当該役務を完全に差し控えるかの何れかを、強いられる。

最後に、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')の「市場支配力」(='market power')は、「政治的」(='political')及び「経済的」(='economic')自由の両方を徐々に衰えさせる恐れがある。

本小委員会の職員/スタッフは、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')に依存する「市場参加者」(='market participant(s)')の間の恐れのある「蔓延」(='prevalence')に、直面した。彼らの多くは、彼らの事業の当該成功及び経済的「生計/生活手段/生活費/生活」(='livelihood(s)')が、彼らが、当該プラットフォームの「説明責任を有さない」(='unaccountable')、かつ、「恣意的な」(='arbitrary')力と見たものに依存する「不安/心配/当惑」(='unease')を、表明した。

それに加えて、裁判所及び「強制者/執行者」(='enforcer(s)')は、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')が、「累犯/常習的犯行」(='recidivism')に従事し、法及び裁判所の命令に繰り返し違反すること、を認定してきた。

この振る舞いの行動様式は、これらの企業が、彼ら自身を法の上に有るものとして見ているのか、又は彼らは、単に法違反を事業のある費用として取り扱うのか、ということに関する疑問を、提起する。最後に、当該プラットフォームの「市場支配力」(='market power')における当該増大は、当該「政策立案過程」(='policymaking process(es)')に対する彼らの影響におけるある増大と一致してきた。直接的な「ロビイ活動」(='lobbying')並びに「シンク・タンク/頭脳集団」(='think tank(s)')及び「学術の研究者/大学教員」(='academic(s)')への資金提供のある結合を通じて、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')は、彼らの「勢力範囲/支配圏」(='sphere of influence')を拡大し、如何に彼らが、「治められ/統治され」(='governed')、かつ、規制されるかを、更に形成してきた。

3. 勧告

「デジタル市場」(='digital market(s)')における競争の当該調査の一部として、当該小委員会は、現行の法及び「現行の強制の水準/レベル」(='current enforcement level(s)')の当該妥当性のある徹底的な調査に従事した。

これは、これらの事項に対する視点のある多様な範囲の当該代表を確かなものとする目的で、ある慎重で、(2大政党による)超党派ベースで選出された、「反トラスト」(='antitrust')及び「競争政策」(='competition policy(ies)')に関する専門家からの「提出/具申/提示」(='submission(s)')を受け取ること、を含んだ。

当該小委員会は、また、「欧州委員会」(='the European Commission')のMargrethe Vestager「上級副委員長」(='Executive Vice President')、及び「オーストラリア競争・消費者委員会」(='the Australian Competition and Consumer Commission'/以下「ACCC」)のRod Sims委員長を含む、主導的な専門家から、この「調査/審査/審問」(='inquiry(ies)')に知識を与える目的で、他の「提出/具申/提示」(='submission(s)')を、受けた。

極最近では、2020年10月1日、当該小委員会は、「反トラスト法を強化し、そして、オンラインの競争を回復するための提案」(='Proposals to Strengthen the Antitrust Laws and Restore Competition Online')に関するある「監督聴聞/監視聴聞/管理聴聞」(='oversight hearing(s)')を、開催し、当該報告書の勧告に更に知識を与える目的で、当該調査の間に特定された「関心/懸念/心配」(='concern(s)')に対する潜在的な解決を、調査した。

この「監督活動/監視活動/管理活動」(='oversight activity(ies)')に基づいて、Cicilline本小委員会委員長は、第116連邦議会の当該残余期間及びそれ以降の間に、潜在的な立法活動の目的のために、職員/スタッフが、当該小委員会の構成員に対して、ある「改革の一覧/メニュー」(='menu of reform(s)')を提供すること、を要求した。

彼が、2019年6月の「アメリカ反トラスト協会」(='American Antitrust Institute')に対する「感想/意見/発言/所見」(='remark(s)')で、以下の様に特に言及した様に。すなわち、

それらが、適切に機能していることを確かなものとする目的で、そして、それらが、そうでない場合には、変更を制定する目的で、我々の反トラスト法及び「競争制度」(='competition system(s)')の「監督/監視/管理」(='oversight(s)')を行うことは、連邦議会の責任である。

私は、何が、正しい答えであるかについての如何なる「固定観念の/偏見的な/先入観的な」(='preconceived')考えも有していない一方で、当該「反トラスト小委員会」(='the Antitrust Subcommittee')の委員長として、その責任を、それが、要求する当該「緊迫感」(='sense of urgency')及び深刻な「審議/評議/討議/熟議」(='deliberation(s)')と共に果たす意図を、有する。

この要求に応じて、本小委員会の職員/スタッフは、当該報告書の当該認定に対する立法上の反応を、「巧みに作る/精巧に作る」(='craft')目的で、当該小委員会の当該構成員による更なる調査のためのある広範な改革の一式を、特定した。

これらの改革は、以下を行う提案を含む。すなわち、

- (1) 「デジタル市場」(='digital market(s)')における「反競争的行為」(='anticompetitive conduct(s)')を取り扱うこと、
- (2) 「合併」(='merger(s)')及び「独占化」(='monopolization(s)')の「強制/執行」(='enforcement')を強化すること、並びに、
- (3) 他の改革を通じて、当該反トラスト法の当該「堅実な/全うな/健全な」(='sound')「(法の)適用/施行/運営」(='administration')を改善すること。

我々は、これらの勧告が、「活力有る反トラスト(法)の強制/執行」(='vigorous antitrust enforcement')に対するある「補完」(='complement')として奉仕すること、を意図する。

この報告書への序文において、Nadler委員長及びCicilline小委員会委員長によって、表明された見解と整合性を有して、我々は、これらの勧告が、「強力な」(='forceful')反トラスト(法)の強制/執行に対する「補完」(='complement')であり、そして、「代替」(='substitute(s)')ではない、と見る。

参照を容易とする目的で、更なる調査のためのこれらの勧告が、以下で、要約される。

a. 「デジタル経済」(=' Digital Economy')における「競争」(=' Competition')の「回復」(=' Restoring')

- ・ 「構造的な分離」(='structural separation(s)')及びある一定の「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')が、「隣接する」(='adjacent')事業の「(ある種の)商品/(商品の)種類/型/商品ラインアップ」(='line(s)')において、運営することの禁止、

- ・ 「差別禁止要件」(='nondiscrimination requirement(s)')、「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')が、「セルフ・プリファレンシング/自己優遇/自己優先」(='selfpreferencing')に従事することを禁止し、そして、それら/彼らに、同等の製品及び役務のために同等の条件を提供すること、を要求すること、
- ・ 「インターオペラビリティ/相互運用性」(='interoperability(-ies)')及び「データ・ポータビリティ/データ可搬性」(='data portability')、「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')に、彼らの役務を、多岐に渡るネットワークと「互換性を有する」(='compatible')ものとし、コンテンツ及び情報を、それらの間で容易に「可搬的な/可搬可能な」(='portable')ものとする、を要求すること、
- ・ 「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')による「将来の/未来の」(='future')「合併と買収」(='mergers and acquisitions')に対する「推定に基づく禁止」(='presumptive prohibition')、
- ・ ある「自由で、かつ、多様な報道」(='free and diverse press')を保護することを目的とする「ニュース出版社」(='news publisher(s)')のための「安全な場所/避難所/(責任や罰則から)保護してくれるもの/セーフ・ハーバー」(='safe harbor(s)')、及び
- ・ 「優越的交渉力」(='superior bargaining power')の「濫用/悪用/誤用」(='abuse')の禁止、「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')が、彼らの「支配的市場地位/市場支配的地位」(='dominant market position'/以下「DMP」)に由来する「契約の実務/慣行」(='contracting practice(s)')に従事することの禁止、並びに当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')に依存する個人及び事業のための「法の適正な過程」(='due process')の保護の要求。

b. 「反トラスト法の強化」(='Strengthening the Antitrust Laws')

- ・ 「反トラスト法」(='antitrust law(s)')の反独占の目的、並びにある「健全で、かつ、活力有る民主主義」(='healthy and vibrant democracy')を確保するそれらの「中心性/中心的な役割」(='centrality')を、再主張すること、
- ・ 「推定」(='presumption(s)')及び「クリア、ブライト・ライン・ルール/単純明白な区分線の準則」(='(clear), bright-line rule(s)')の回復、「萌芽(理論に基づく)基準」(='incipiency standard')の回復及

び「萌芽期の」(='nascent')競争者の保護、並びに「垂直的合併」(='vertical merger(s)')に関する当該法を強化すること、を含む、「クレイトン法」(='the Clayton Act')§7を、強化すること、

- ・ 「支配(力)/優位」(='dominance')の「濫用/悪用/誤用」(='abuse')のある禁止の導入、並びに「独占」(='monopoly')の「レバレッジ/梃子(の作用)の活用」(='leveraging')、「掠奪的価格設定」(='predatory pricing')、「エッセンシャル・ファシリティ/不可欠施設」(='essential facility(-ies)')の「否認/否定/拒否/拒絶」(='denial')、「取引拒絶」(='refusals to deal')、「抱き合わせ」(='tying')、並びに反競争的な「セルフ・プリファレンシング/自己優遇/自己優先」(='self-preferencing')及び「製品設計」(='product design')、の禁止の明確化、を含む、「シャーマン法」(='the Sherman Act')§2を、強化すること、並びに

- ・ 当該判例法における「問題を有する」(='problematic')「先例/判例」(='precedent(s)')を覆すことを通じてを含む、「全体(として)/総合的な/全般的な」(='overall')「強制/執行」(='enforcement')を強化する目的で、追加的な手段を取ること。

c. 「復活する」(='Reviving')「反トラスト(法)の強制/執行」(='Antitrust Enforcement')

- ・ 当該「反トラスト法」(='antitrust law(s)')及びそれらの「強制/執行」(='enforcement')に対する連邦議会の「監督/監視/管理」(='oversight(s)')を、強化すること、

- ・ 「不公正な競争方法」(='unfair methods of competition')の「準則/ルール」(='rule(s)')のための「民事罰/制裁金/過料」(='civil penalty(-ies)')及び他の「救済」(='relief')の「引き金を引き」(='triggering')、「連邦取引委員会」(='the Federal Trade Commission'/以下「FTC」)に「集中」(='concentration')に関する「定期的な」(='regular')データ収集に従事することを要求し、当該「行政機関/行政委員会」(='agency(-ies)')の公的な「透明性」(='transparency')及び「説明責任」(='accountability')を強化し、「正規の/正式の」(='regular')合併の「回顧/遡及」(='retrospective(s)')を要求し、当該「回転ドア/天下り」(='revolving door')に関するより厳格な禁止を法典化し、FTC及び(「合衆国司法省」(='U.S. Department of Justice'/以下「U.S. DOJ」)の「反トラスト部」(='the Antitrust Division')の予算を増大させること、によって、「連邦の反トラスト行政機関/行政委員会」(='federal antitrust agency(-ies)')を、「完全な強さ」(='full strength')に、回復させること、並びに

- ・ 「強制的な仲裁条項」(='forced arbitration clause(s)')、「集団訴訟/クラス・アクション」(='class action(s)')の「形成/成立」(='formation')の制限、何がある「反トラスト損害」(='antitrust injury')を構成するかを制約する「司法的に/裁判(所)によって」(='judicially')創出された基準、及び「不当に」

(='unduly')高い訴答の基準の様な「障害」(='obstacle(s)')の「廃止/排除」(='elimination')を通じて、「私的強制/執行」(='private enforcement')を、強化すること。

□

【付記】

本稿は、研究題目「持続的な経済成長の促進を可能とするICT利活用のあり方に関する総合的研究」(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)(平成28-令和元年度)(JSPS科研費 15KK0109))に対して交付された、科学研究費補助金の成果の一部を含むものである。

客員研究員として、The University of California, Berkeleyで在外研究を行うことを可能とするために御助力を頂いた、同大学のthe Charles and Louise Travers Department of Political Scienceの学部長であるSteven K. Vogel教授を始めとする全ての方、そして、当該在外研究で貴重な知見を得ることを可能とするために御助力を頂いた全ての方に、謹んで心からの謝意を示したい。

本稿は、研究題目「5G時代における情報通信ネットワーク安全保障のあり方に関する国際研究」に対して支援された、2019年度公益財団法人電気通信普及財団助成(財団設立35周年記念事業)の成果の一部を含むものである。